

児童虐待から子どもを守ろう！



児童虐待とは・・・

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護するもの）が、その監護する児童（18歳に満たない者）について行う次のような行為です。

身体的虐待



首を絞める、殴る、蹴る
激しく揺さぶる
熱湯をかける、溺れさせる
たばこの火を押し付ける
投げ落とす、逆さ吊りにする など

性的虐待



児童への淫行 性的行為の強要
性器や性交をみせる
児童ポルノの被写体にする など

怠慢又は拒否（ネグレクト）



乳幼児や児童を家に残したまま度々外出する
乳幼児を車の中に放置する
適切な食事を与えない
下着などを長期間ひどく不潔なままにする
児童が学校に登校する意思があっても登校させない など

心理的虐待



言葉による脅かし
児童を無視したり拒否的な態度を示す
他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
児童の心を傷つけるような言動をする など



児童虐待かもしれない！と感じたら、迷わず下記の機関にご連絡ください。

- 児童相談所 0776-24-5138
24時間相談窓口（福井県総合福祉相談所） 0776-24-3654
- 警察 福井警察署 0776-52-0110 または 110番

あなたの連絡・通報が児童虐待から子どもたちを救います！